

「地域経済活性化商品券」 取扱店を募集します！

光市地域経済活性化商品券発行事業

募集要領

1. 目的

市内店舗等で使用できる「地域経済活性化商品券」を発行し、市民全員に一人あたり 5,000 円分の商品券を配付することで、地域における消費の喚起・下支えと地域経済の活性化を図る。

2. 商品券の内容

- (1) 名称：「地域経済活性化商品券」
- (2) 額面：1枚1,000円
- (3) 発行総額：2億5,500万円程度
市民一人につき5枚1セット（全店共通券2枚・小規模店舗専用券3枚）を配付
- (4) 使用期間：令和2年12月1日（火）～令和3年2月28日（日）（期間外は無効）
- (5) つり銭は出さない。また、払い戻し（返品・返金）には応じない。

3. 取扱店

- (1) 参加資格：光市内で営業を行う店舗・事業所（登録制・業種不問）
- (2) 登録方法：参加店登録申込書（裏面）に必要事項を記入の上、持参、郵送またはFAXにて光商工会議所に提出する。
- (3) 登録締切：令和2年9月30日（水）<必着>まで
（商品券の郵送の際に同封するチラシに店舗名や事業所名を掲載予定）
- (4) 店舗区分：小規模店舗／大型店舗（売場面積500㎡以上かつ市外に本店を有するもの）
- (5) 登録料：無料
- (6) 取扱店には「ポスター」「商品券見本」等を配付する。

4. 換金（運用詳細を調整中）

- (1) 換金（申請）場所：光商工会議所
- (2) 換金期間：令和2年12月～令和3年3月の指定日（期限後は無効）
- (3) 換金手数料：無料

5. 商品券の配付

- (1) 対象者：① 令和2年10月1日時点で光市の住民基本台帳に登録されている市民
② 令和2年10月2日～10月31日の間の出生者
- (2) 配布時期：令和2年11月上旬より簡易書留にて順次郵送

6. 商品券の利用

消費者へ直接提供できる商品・サービス等を対象とし、以下のような場合は利用できない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高い商品
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 商品券の現金化
- (7) 事業決済金としての流用
- (8) その他、参加各店において商品券の利用対象外としている商品

7. 取扱店の禁止行為

- (1) 商品券の偽造・模造・加工等
- (2) 消費者より受け取った商品券の再利用